

福井県報

号外第 32 号
令和 8 年
3月24日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（2・人事課）…………… 2
- ※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（3・DX推進課）…………… 2
- ※福井県立艇庫の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（4・スポーツ課）…………… 3
- ※福井県立武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（5・同）…………… 6
- ※生活保護法施行細則の一部を改正する規則（6・地域福祉課）…………… 6
- ※福井県こども家族館の設置および管理に関する条例の一部改正（7・こども未来課）…………… 3 2
- ※土地改良法施行細則の一部を改正する規則（8・農村振興課）…………… 3 3
- ※福井県もりの学園の設置および管理に関する条例施行規則を廃止する規則（9・森づくり課）…………… 3 7
- ※福井県財務規則の一部を改正する規則（10・審査指導課）…………… 3 8

訓 令

- ※福井県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令（4・審査指導課）…………… 4 1

教育委員会規則

- ※福井県立図書館規則の一部を改正する規則（1・生涯学習・文化財課）…………… 4 3

規 則

福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第2号

福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和32年福井県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料) 第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、 <u>第2種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特地勤務手当（一般職給与条例第12条の3の規定による手当を含む。）</u> 、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当を除いたものとする。	(給料) 第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特地勤務手当（一般職給与条例第12条の3の規定による手当を含む。）、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当を除いたものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第3号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年福井県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(電磁的記録による作成等) 第6条 (略) (添付書面等の省略) 第7条 <u>情報通信技術利用条例第7条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げるとおりとし、情報通信技術利用条例第7条の規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ下欄に掲げるとおりとする</u>	(電磁的記録による作成等) 第6条 (略)

(その他の手続等への準用)

第8条 (略)

(その他)

第9条 (略)

(その他の手続等への準用)

第7条 (略)

(その他)

第8条 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福井県立艇庫の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第4号

福井県立艇庫の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福井県立艇庫の管理運営に関する規則(令和4年福井県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>福井県立久々子湖漕艇場の管理運営に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、福井県立体育施設の設置および管理に関する条例(昭和48年福井県条例第6号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、<u>福井県立久々子湖漕艇場</u>(以下「<u>漕艇場</u>」という。)の管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第2条 条例第6条第2項の規定により申請をしようとするものは、知事が指定する日までに、指定管理者指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>漕艇場</u>の管理の業務に関する事業計画書</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>漕艇場</u>の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>ローイング競技</u>に関する相当の知識および技能を有することを説明する書類</p> <p>(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第3条 条例第7条第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>漕艇場</u>の管理の業務を行うために必要なものとして別に定める基準</p>	<p style="text-align: center;"><u>福井県立艇庫の管理運営に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、福井県立体育施設の設置および管理に関する条例(昭和48年福井県条例第6号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、<u>福井県立艇庫</u>(以下「<u>艇庫</u>」という。)の管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第2条 条例第6条第2項の規定により申請をしようとするものは、知事が指定する日までに、指定管理者指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>艇庫</u>の管理の業務に関する事業計画書</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>艇庫</u>の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>ボート競技</u>に関する相当の知識および技能を有することを説明する書類</p> <p>(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第3条 条例第7条第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>艇庫</u>の管理の業務を行うために必要なものとして別に定める基準</p>

(事業報告書の提出)

第5条 (略)

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 漕艇場の管理業務の実施状況
- (2) 漕艇場の利用状況
- (3) 漕艇場に係る利用料金の収入の実績
- (4) 漕艇場の管理に係る経費の収支の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、漕艇場の管理の状況を把握するために必要な事項

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、漕艇場の管理および運営に関し必要な事項は、指定管理者が知事の承認を得て別に定める。

(事業報告書の提出)

第5条 (略)

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 艇庫の管理業務の実施状況
- (2) 艇庫の利用状況
- (3) 艇庫に係る利用料金の収入の実績
- (4) 艇庫の管理に係る経費の収支の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、艇庫の管理の状況を把握するために必要な事項

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、艇庫の管理および運営に関し必要な事項は、指定管理者が知事の承認を得て別に定める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

福井県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称および代表者の氏名

指定管理者指定申請書

福井県立久々子湖漕艇場そうの管理に関する業務を行いたいため、福井県立体育施設の設置および管理に関する条例第6条第2項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 漕艇場そうの管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類(申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあっては、その設立時における財産目録)
- 4 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書
- 5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- 6 漕艇場そうの管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- 7 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 8 ローイング競技に関する相当の知識および技能を有することを説明する書類
- 9 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例第7条に規定する指定の基準に適合していることを確認するために知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

福井県立武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第5号

福井県立武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福井県立武道館の管理運営に関する規則（令和4年福井県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開館時間)</p> <p>第2条 武道館（合宿所を除く。）の開館時間は、<u>午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日および祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）にあっては、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 武道館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>月曜日（祝日に当たるときを除く。）</u></p> <p>(2) <u>祝日の翌日（土曜日、日曜日または祝日に当たるときを除く。）</u></p> <p>(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日</p> <p>2 (略)</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第2条 武道館の開館時間は、<u>午前8時30分から午後9時までとする。ただし、合宿所については、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 武道館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>月曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日の翌日（月曜日に当たる日を除く。）</u></p> <p>(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日 <u>（前2号に掲げる日を除く。）</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第6号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和60年福井県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書類の提出)</p>	<p>(書類の提出)</p>

第4条 健康福祉センター所長は、保護の申請をした者または被保護者に対して、次に掲げる書類のうち保護の決定または実施のために必要と認める書類の提出を求めることができる。

- (1) (略)
 - (2) 住宅補修計画書 (様式第21号)
 - (3)・(4) (略)
- (保護の決定の通知)

第5条 次の各号に掲げる書面は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第24条第3項 (同条第9項において準用する場合を含む。) および法第25条第2項の書面 保護開始決定通知書 (様式第23号)、保護申請却下通知書 (様式第24号) または保護変更決定通知書 (様式第25号)
- (2) 法第26条第1項の書面 保護廃止決定通知書 (様式第26号)

2 (略)

(指導および指示の書面)

第8条 健康福祉センター所長は、法第27条第1項の規定による指導または指示を書面で行うときは、生活保護法第27条第1項に基づく指導指示書 (様式第28号) によりするものとする。

(扶養照会書等)

第11条 健康福祉センター所長は、法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対して扶養義務の履行について照会するときは、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について (照会) (様式第33号) によりするものとする。

2・3 (略)

(調査依頼書)

第12条 健康福祉センター所長は、法第29条の規定により報告を求めるときは、生活保護法第29条の規定に基づく調査について (依頼) (様式第34号) によりするものとする。

(進学・就職準備給付金支給決定通知書等)

第26条の3 健康福祉センター所長は、法第55条の5第1項の規定により進学・就職準備給付金の支給または不支給の決定をするときは、進学・就職準備給付金決定通知書 (様式第50号の3) により通知するものとする。

(徴収金等支払申出書)

第27条 法第78条の2第1項または第2項の規定による保護金品の一部また

第4条 健康福祉センター所長は、保護の申請をした者または被保護者に対して、次に掲げる書類のうち保護の決定または実施のために必要と認める書類の提出を求めることができる。

- (1) (略)
 - (2) 家屋補修計画書 (様式第21号)
 - (3)・(4) (略)
- (保護の決定の通知)

第5条 次の各号に掲げる書面は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第24条第3項 (同条第9項において準用する場合を含む。) および法第25条第2項の書面 保護決定通知書 (様式第23号)、保護申請却下通知書 (様式第24号) または保護変更決定通知書 (様式第25号)
- (2) 法第26条第1項の書面 保護停止決定通知書 (様式第26号) または保護廃止決定通知書 (様式第26号の2)

2 (略)

(指導および指示の書面)

第8条 健康福祉センター所長は、法第27条第1項の規定による指導または指示を書面で行うときは、指導 (指示) 書 (様式第28号) によりするものとする。

(扶養照会書等)

第11条 健康福祉センター所長は、法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対して扶養義務の履行について照会するときは、生活保護法による扶養照会書 (様式第33号) によりするものとする。

2・3 (略)

(調査依頼書)

第12条 健康福祉センター所長は、法第29条の規定により報告を求めるときは、調査依頼書 (様式第34号) によりするものとする。

(進学・就職準備給付金支給決定通知書等)

第26条の3 健康福祉センター所長は、法第55条の5第1項の規定により進学・就職準備給付金を支給するときは、進学・就職準備給付金支給決定通知書 (様式第50号の3) により通知し、支給しないときは、進学・就職準備給付金不支給決定通知書 (様式第50号の4) により通知するものとする。

(徴収金等支払申出書)

第27条 法第78条の2第1項または第2項の規定による保護金品の一部また

は就労自立給付金の全部もしくは一部を法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出は、徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第51号）によりするものとする。

2 法第78条の2第1項または第2項の規定による保護金品の一部または就労自立給付金の全部もしくは一部を法第78条第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出は、徴収金の納入に充てる旨の申出書によりするものとする。

は就労自立給付金の全部もしくは一部を法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出は、徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第51号（その1））によりするものとする。

2 法第78条の2第1項または第2項の規定による保護金品の一部または就労自立給付金の全部もしくは一部を法第78条第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出は、徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第51号（その2））によりするものとする。

様式第1号を次のように改める。

資産の状況

土地	所有者	所在地	種別	面積(m ²)	活用状況	建物価格情報	処分状況	備考
建物	所有者	所在地	種別	面積(m ²)	活用状況	建物価格情報	処分状況	備考

借地	種別	面積	所有者の住所氏名		借地料	備考

その他 (動産)	所有者	品名	数量	時価(見積額)	保有の可否	処分状況	備考

自動車保有状況

自動車情報	使用者・保有者情報	車の状況	処分状況
保有可否			
処分指導の状況		備考	

生命保険契約状況

保険情報		保険者情報	保険金情報
保有可否	保有可否理由	備考	
保険情報		保険者情報	保険金情報
保有可否	保有可否理由	備考	
保険情報		保険者情報	保険金情報
保有可否	保有可否理由	備考	

自給・贈与の状況

自給の有無及び程度	贈与の有無、程度及び贈与者名

負債の状況

債権者	金額	借用年月日	用途	償還期限・方法	備考

恩給年金等受給状況

種別	受給者氏名	裁定日	基礎年金 番号	当初の認定			改定後の認定			終了年月
				受給年月	年額	備考	受給年月	年額	備考	

年金加入状況

種類	対象者	基礎年金 番号	加入歴	加入期間	受給可否	備考

手当受給状況

種類	対象者	記号 番号	申請状況	受給状況	備考

社会保険等の加入状況

種類	扶養者	被扶養者	取得日	喪失日	保険者番号	記号・番号	備考

医療他法状況

対象者	種類	該当要件	医療機関	承認期間開始日	承認期間終了日	備考

手帳交付状況

氏名	種類	交付開始日	有効期限	記号番号	等級	障害名	備考

精神・結核状況

氏名	種類	対象医療機関	有効期間	備考

介護保険状況

被保険者名	被保険者区分	被保険者番号	保険者	要介護度	初回認定日	認定有効期間	備考

注 被保険者区分欄は、第1号（普通徴収、特別徴収）又は第2号の別を記載する。

特別基準設定状況

一時扶助				住宅費・その他		
給付年月日	種類	数量	金額	給付年月日	種類	金額

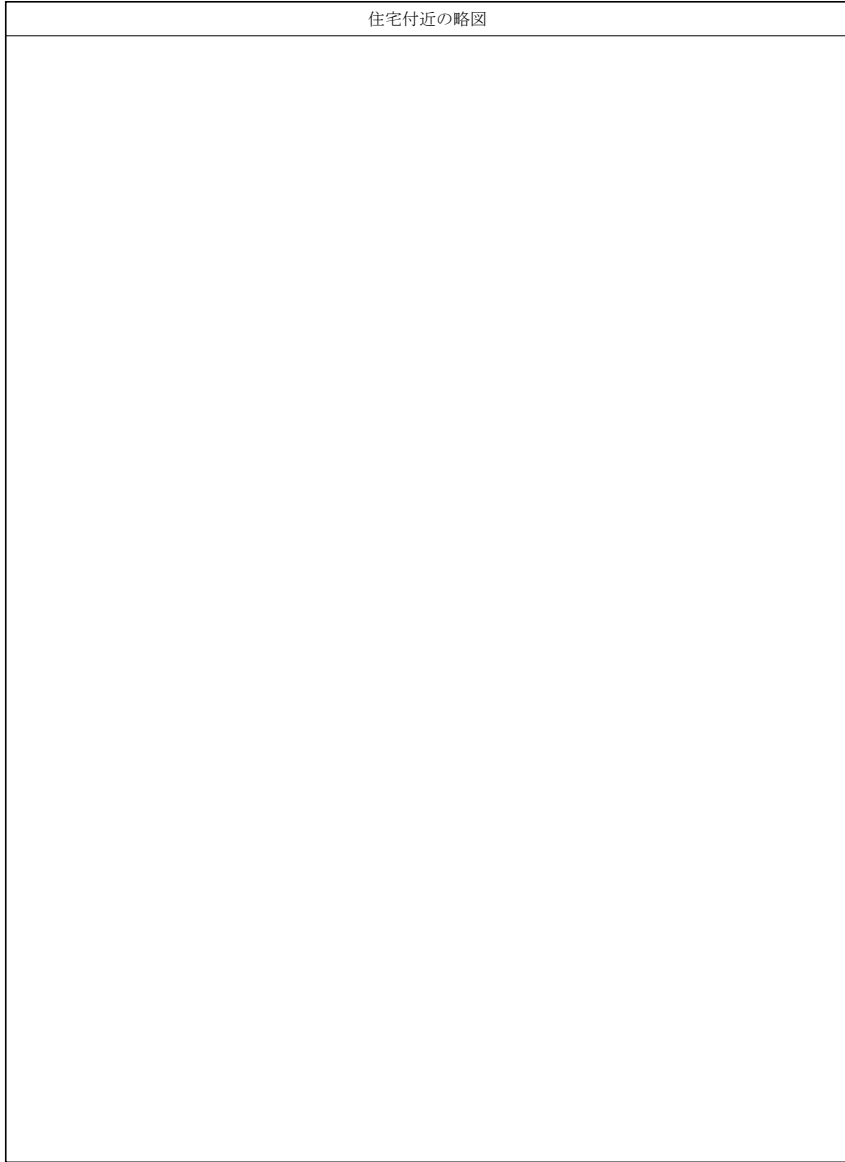
その他

その他

世帯の家系図

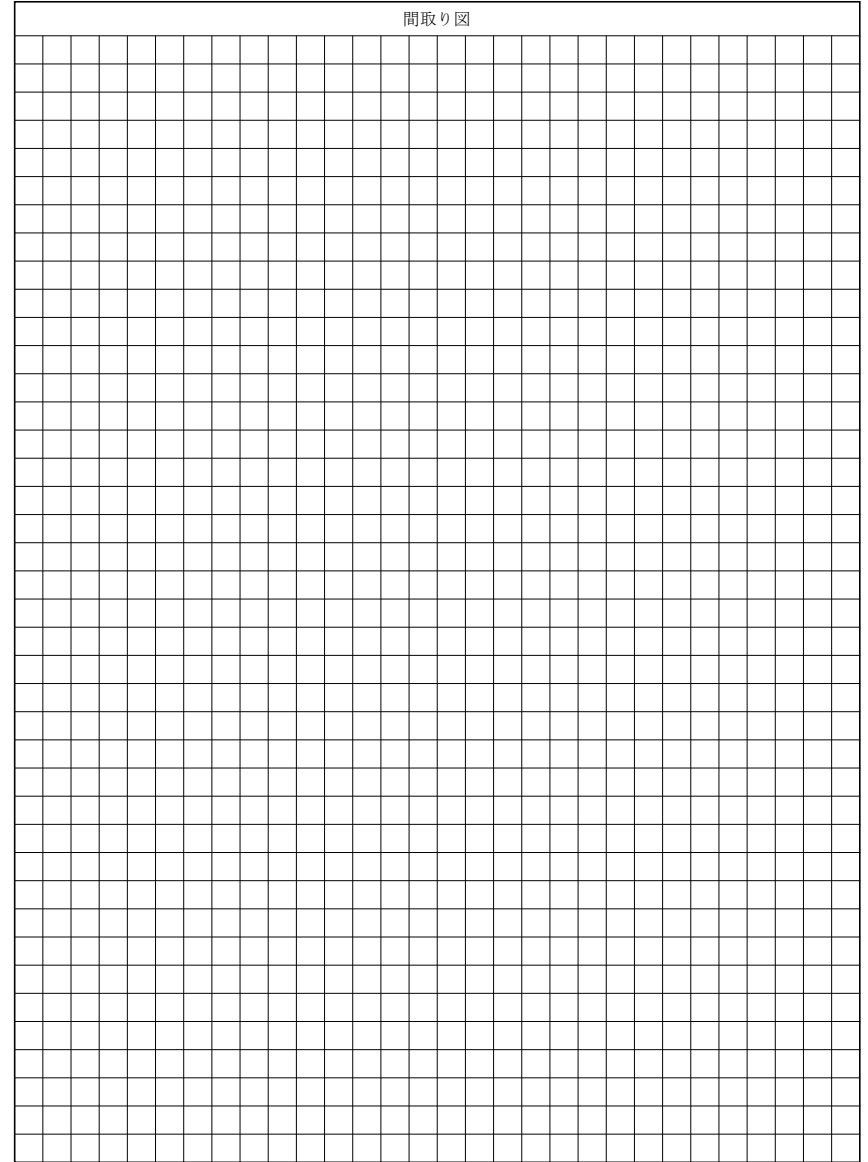
保護台帳 別紙2

住宅付近の略図



保護台帳 別紙3

間取り図



様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第2条関係)

開始																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
保護決定調書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ケース番号	世帯主名				世帯主住所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
費用区分	併申区分	世帯類型	労働力類型	地区名	地区担当員名	ケース格付	世帯分離	電話番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
起案日			決裁日			変更		認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
決裁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	保護開始・変更等の理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
最低生活費認定欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
名前	続柄	性別	年齢	基準			第一類費	経過的加算額	加算		介護保険料	教育扶助費/生業扶助費																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				居宅/入院・施設	地域	冬季加算			加算種類	加算認定額		学校	学年	教育費	給食費	通学費																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<table border="1"> <tr> <th>第一類費計(調整額)</th> <th>二類居宅(調整額)</th> <th>二類別居(調整額)</th> <th>加算額計(児童養育経過的加算(母子経過的加算))</th> <th>冬季居宅(調整額)</th> <th>冬季別居(調整額)</th> <th>特例加算(再掲)</th> <th>期末居宅期末別居</th> <th>住宅費実家賃</th> <th>事務費追給額</th> <th>最低生活費合計額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>一類費に含みます</td> <td>一類費に含みます</td> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>															第一類費計(調整額)	二類居宅(調整額)	二類別居(調整額)	加算額計(児童養育経過的加算(母子経過的加算))	冬季居宅(調整額)	冬季別居(調整額)	特例加算(再掲)	期末居宅期末別居	住宅費実家賃	事務費追給額	最低生活費合計額		一類費に含みます	一類費に含みます	()																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第一類費計(調整額)	二類居宅(調整額)	二類別居(調整額)	加算額計(児童養育経過的加算(母子経過的加算))	冬季居宅(調整額)	冬季別居(調整額)	特例加算(再掲)	期末居宅期末別居	住宅費実家賃	事務費追給額	最低生活費合計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	一類費に含みます	一類費に含みます	()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
収入認定内訳欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
名前	収入金額(1)	認定期限	収入金額(2)	認定期限	収入金額(3)	認定期限	収入金額(4)	認定期限	手持金	20歳未満新規就労	実費控除特別徴収額	基礎控除他控除	認定額																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <tr> <th colspan="15">扶助額決定欄</th> </tr> <tr> <th colspan="15">過払金収入充当額 * : 他決定で発生一時扶助内訳欄</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>最低生活費認定額</th> <th>収入充当額</th> <th>既支給額</th> <th>今回支給額</th> <th>過払金発生月</th> <th>過払金額</th> <th>充当月</th> <th>充当額</th> <th>名前</th> <th>費目</th> <th>基礎額</th> <th>認定額</th> <th>認定期限</th> <th>件</th> </tr> <tr> <td>生活</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一時扶助費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="15">本人支払額</td> </tr> <tr> <td colspan="15">過払金額(戻入金額)</td> </tr> <tr> <td colspan="15">今回支給額</td> </tr> <tr> <td colspan="15">過払額合計</td> </tr> <tr> <td colspan="15">充当額合計</td> </tr> <tr> <td colspan="15">合計額</td> </tr> <tr> <th colspan="15">支給額内訳欄</th> </tr> <tr> <th>支給区分</th> <th>支給方法</th> <th>支払先名称</th> <th>支給金額</th> <th>金融機関名</th> <th>支店名</th> <th>口座番号</th> <th>口座名義</th> <th>支給予定日</th> <th>支給日</th> <th colspan="5">認定期限</th> </tr> <tr> <td colspan="15"> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="15">定例支給方法</td> </tr> </table>															扶助額決定欄															過払金収入充当額 * : 他決定で発生一時扶助内訳欄															種類	最低生活費認定額	収入充当額	既支給額	今回支給額	過払金発生月	過払金額	充当月	充当額	名前	費目	基礎額	認定額	認定期限	件	生活															住宅															教育															生業															一時扶助費															合計															本人支払額															過払金額(戻入金額)															今回支給額															過払額合計															充当額合計															合計額															支給額内訳欄															支給区分	支給方法	支払先名称	支給金額	金融機関名	支店名	口座番号	口座名義	支給予定日	支給日	認定期限					<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																														定例支給方法														
扶助額決定欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
過払金収入充当額 * : 他決定で発生一時扶助内訳欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
種類	最低生活費認定額	収入充当額	既支給額	今回支給額	過払金発生月	過払金額	充当月	充当額	名前	費目	基礎額	認定額	認定期限	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
生活																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
住宅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
教育																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
生業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
一時扶助費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
本人支払額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
過払金額(戻入金額)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
今回支給額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
過払額合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
充当額合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
合計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
支給額内訳欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
支給区分	支給方法	支払先名称	支給金額	金融機関名	支店名	口座番号	口座名義	支給予定日	支給日	認定期限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
定例支給方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

健康福祉センター

様式第6号および様式第7号を次のように改める。

様式第6号(第2条関係)

ケース記録票

ケース番号	世帯主名

健康福祉センター

様式第7号（第2条関係）

DV情報等

面接記録票

起案日
 決裁日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

面接年月日		面接員	
受付番号		地区担当員	

要保護者	フリガナ氏名		電話番号	
	住所			

相談者	フリガナ氏名		要保護者との関係	
	住所		電話番号	

世帯構成

フリガナ氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	国籍	在留資格	他法	収入種別	収入金額	備考

保護歴の有無	
保護歴 1	
保護歴 2	
保護歴 3	

相談経路／内容／理由等

--

住居 住居種別／家賃／地代等

--

扶養義務者

氏名（フリガナ）	続柄	住所	電話番号

資産

氏名（フリガナ）	不動産	生命保険	自動車	手持ち金	預貯金	その他資産

負債

氏名（フリガナ）	福祉貸付金	借入金	住宅ローン	車ローン	その他負債

制度の説明	
面接結果	
交付書類	<input type="checkbox"/> 保護申請書 <input type="checkbox"/> 収入申告書 <input type="checkbox"/> 資産申告書 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 確認書 <input type="checkbox"/> 家賃・間代・地代証明書 <input type="checkbox"/> 給与証明書 <input type="checkbox"/> 求職活動状況報告書 <input type="checkbox"/> 葬祭扶助申請書 <input type="checkbox"/> その他

急迫状態の判断	ライフラインの停止・滞納状況	
	国民健康保険等の滞納状況	

面接員所見	
-------	--

緊急処理の必要性		申請意思	
----------	--	------	--

備考	
----	--

面接記録票（別紙）

面接年月日		受付番号	
-------	--	------	--

様式第12号および様式第13号を次のように改める。

様式第12号（第3条関係）
健康福祉センター所長

福祉事務所 受付日	月	日
--------------	---	---

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ						現在のところに住み始めた時期				※福祉事務所 受付 年月日	
						年 月 日					
家族 の 状 況	人員	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	※町 役 場 受 付 年 月 日
	1			世帯主							
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
8											
家族のうち別のところに住んでいる者があるときはその名前と住んでいるところ											
資産の状況（別添1）			収入の状況（別添2）			関係先照会への同意（別添3）					
援助 の 状 況 を し て く れ	世帯主又は家族との関係		氏名	住所		今まで受けた援助及び将来の見込					
保護を申請する理由（具体的に記入して下さい。）											
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。											
年 月 日											
住所											
氏名											
保護を受けようとする者との関係											
（ ）											

（記入上の注意）

- ※印欄には記入しないで下さい。
- 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらって下さい。
- 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

（注）この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入させ、別添1から3のうち必要なものを添付させること。

様式第13号 (第3条関係)

福祉事務所 受付日	月	日
--------------	---	---

保護変更申請書 (傷病届)

- 1 医療 2 治療材料 3 施術 (柔道整復 ・ あん摩・マッサージ ・ はり・きゅう)
4 移送

		*受理年月日		年	月	日
カナ	居住 地					
患者氏名	(生まれ)(歳)					
世帯主氏名	現在受けて いる扶助					
病 状 及 び 理 由						
備考	希望する指定医療機関名称 希望する指定医療機関住所 希望する指定医療機関電話番号					
上記のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。						
健康福祉センター所長						
保護変更申請日 年 月 日 認定(診療予定)日 年 月 日						
申請者 { 住 所 氏 名 患者との関係						
発行年月日						

様式第15号から様式第26号までを次のように改める。

様式第15号 (第3条関係)

福祉事務所 受付日	月	日
--------------	---	---

保護変更申請書 (傷病届)

※指定医療機関名			※発行年月日	
※医療機関所在地			※受理年月日	
利用者カナ氏名 利用者氏名	居 住 地			
世帯主氏名	現在受けて いる扶助			
病状及び 理 由				
上記のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。				
健康福祉センター所長				
申請者 { 住 所 氏 名 利用者との関係				

訪問看護要否意見書 ()

※利用者氏名			※生年月日	
主たる病名			訪問看護 開始年月日	年 月 日
病状・治療状態 (改善の見込み等)				
訪問看護見込期間	か月 日	訪問看護 見込回数 (1週あたり)	1 1回 2 2回 3 3回	4 4回以上 5 その他 (週あたり 回)
実施が適当と思われる 訪問看護事業者	所在地 名 称			
上記のとおり訪問看護を (1 要する 2 要しない) と認めます。				
健康福祉センター所長				
指定医療機関の所在地及び名称 指定医療機関の長又は開設者氏名				
※福祉事務所 囑託意見	1 訪問看護の要否 (ア 要する イ 要しない) 2 訪問看護見込期間 (か月) 3 訪問看護見込回数 (1週あたり 回 (週あたり 回)) 4 参考意見			
				年 月 日 囑託医

(注意) 1 ※印の欄は健康福祉センターで記入します。

様式第16号(第3条関係)

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

生活保護法による葬祭扶助申請書

下記のとおりであるから生活保護法による葬祭扶助を受けたいので証ひょう書類を添えて申請します。

健康福祉センター所長 様

年 月 日

住所

氏名

死亡者との関係

記

死者	氏名	年 月 日生		葬祭を行う者との関係
	死亡年月日	年 月 日	死亡時の住所又は居所	
葬祭予定日		年 月 日		
葬祭費	遺留金額	差引不足額	備考	

様式第17号(第3条関係)

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

(表 面)
収 入 申 告 書

健康福祉センター所長 様

年 月 日

住所

氏名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先(会社名)等	区分	当月分 (見込額)	前3か月分		
				()月分	()月分	()月分
		収入				
		必要経費①				
		就労日数				
		収入				
		必要経費②				
		就労日数				
		収入				
		必要経費③				
		就労日数				
必要経費(前月分)	①					
の主な内容	②					
	③					

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んで下さい。)

	種 別	収 入 額	
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金 年金生活者支援給付金、その他()	月額 年額	円 円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金 年金生活者支援給付金、その他()	月額 年額	円 円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金 年金生活者支援給付金、その他()	月額 年額	円 円

3 仕送りによる収入(前3か月間の合計を記入して下さい。)

	内 容	仕送りした者の氏名
有・無	仕送りによる収入 円	
有・無	米、野菜、魚介、肉、その他(もらったものを○で囲んで下さい。) Kg	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏面)

4 その他の収入(前3か月間の合計を記入して下さい。)

有・無	内 容		収 入
		生命保険等の給付金	円
		財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)	円
		そ の 他	円

5 その他将来において見込みのある収入(上記1～4に記入したものを除く。)

有・無	内 容		収入見込額
			円

6 働いて得た収入がない者(義務教育終了前の者は記入する必要はありません。)

氏 名	働いて得た収入のない理由

(記入上の注意)

- この申告書は、保護を受けようとする者が記入して下さい。
- 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入して下さい。
- 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- 2～5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等)は、この申告書に必ず添付して下さい。
- 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

様式第18号(第3条関係)

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

(表面)

資 産 申 告 書

健康福祉センター所長 様

年 月 日

住 所

氏 名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

土 地	(1)宅 地	有・無	延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権		
						有・無		
			(2)田 畑	有・無				有・無
								有・無
建 物	(1)持 家 居住用 [借家・借間 いずれかを ○で囲んで 下さい。]	有・無	延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権		
					(家賃 円)	有・無		
			(2)その他	有・無			有・無	

2 現金・預貯金、有価証券等

現 金	有・無	円			
		預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
預 貯 金	有・無				
有 価 証 券	有・無	種 類	額 面	評 価 概 算 額	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏面)

		契 約 先	契 約 金	保 険 料
生 命 保 険	有・無			
そ の 他 の 保 険	有・無			

3 その他の資産

自 動 車 (自動二輪・原動機 付き自転車を含む)	有・無	使用状況	所有者氏名	車 種	排 気 量	年 式
		使 用 未 使 用				
貴 金 属	有・無	品 名				
そ の 他 高 価 な も の	有・無					

4 負債(借金)

有・無	金 額	借 入 先

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者及び現在受けている者が記入して下さい。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んで下さい。土地については借地等の場合も記入して下さい。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入して下さい。
 - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入して下さい。
 - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入して下さい。
 - ③ 貴金属は例えば「ダイヤの指輪」等と記入して下さい。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (5) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- (6) 資産のうち証明書等の取れるもの(例えば預貯金通帳の写し、保険証書の写し等)は、この申告書に必ず添付して下さい。

様式第19号(第3条関係)

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

健康福祉センター所長 様

同 意 書

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めすることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

※保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住 所

氏 名

様式第20号（第4条関係）

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

給 与 証 明 書

健康福祉センター所長 様

年 月 日

住 所
事業所（雇主）
電話番号

次のとおり証明します。

氏 名	(歳)	職 務 名 及 び 容			
居住地					
給 与 額	基 本 給	円	控 除 額	所 得 税	円
	日 給（日分）			健 康 保 険 料	
	家 族 手 当			厚 生 年 金 保 険 料	
	地 域 手 当			雇 用 保 険 料	
	手 当				
	交 通 費				
	小 計 (イ)			小 計 (ロ)	
差 引 支 給 額 (イ)-(ロ)		摘 要			
前2月の 手取額	月分	月分			
<small>（備考）事実と違ったことを証明した場合には、生活保護法第85条の規定によって処罰されることがありますから御注意下さい。</small>					

年 月 日

様式第21号（第4条関係）

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

健康福祉センター所長 様

年 月 日

住 所

氏 名

住 宅 補 修 計 画 書

建物の 規模構造					
補修を必要とする 状況	1 破損の状況				
	2 修理の規模				
補修のために必要とする 費用の内訳	品 名	規 模	単価×数量=金額		備 考
			単 価	数 量	
見 積 者	見 積 年 月 日	年 月 日			
	住 所				
	氏 名				

様式第22号(第4条関係)

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

健康福祉センター所長 様

年 月 日

住所

氏名

生業計画書

1 生業計画の内容(誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするか)

2 生業に必要なものの品と金額

3 生業の見直し

(1) 収入をあげ得る時期

(2) 収入見込額

(3) 収入を上げるために必要な材料代その他の費用

(4) 利益 (2)から(3)を引いた額

様式第23号(第5条関係)

年 月 日

健康福祉センター所長

保護開始決定通知書

記

1. 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由

2. あなたの最低生活費及び保護の程度(今回決定した額)

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	扶助	扶助	合計(a)
最低生活費	円	円	円	円	円	円
収入充当額	円	円	円	円	円	円
決定した額	円	円	円	円	円	円

一時扶助(b)

種類	金額	支給区分	合計(c=a+b)
	円	円	円
	円	円	円

cの金額のうち別途送金額 (福祉事務所から関係機関へ代 理納付した金額、または、法第 78条の2に基づく費用徴収額)	費用徴収額
円	円
円	円
円	円
円	円

あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります

本人支払額 円

3. 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額
		円	円

4. 備考

備考

(備考)

(1)この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(2)上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に関し、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として「訴訟」において県を代表する者は知事となります。この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、次の(4)から(6)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を待たずにこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求をした日(1年以内)が「平成26年法律第46号」第2条第1項の規定により不服を補正すべきことを命じられた日(以下「補正日」といいます。当該補正日(補正した日)の翌日から起算して90日(90日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。

②決定、取消の執行又は強制執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を待たないことにつき正当な理由があるとき。

(3)扶助金を受取る際にはこの通知書が必要ですから忘れないように持参して下さい。

問い合わせ先

健康福祉センター所長

保護申請却下通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないため却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請後14日を経過した事由

問い合わせ先

健康福祉センター所長

保護変更決定通知書

記

1. 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

Table with 3 columns: 決定内容, 認定年月日, 決定した理由

2. あなたの最低生活費及び保護の程度（今回決定した額）

Table with 7 columns: 種類, 生活扶助, 住宅扶助, 教育扶助, 扶助, 扶助, 合計(a)

Table with 6 columns: 種類, 金額, 支給区分, 一時扶助(b), 合計(c=a+b)

Table with 6 columns: cの金額のうち別途送金額(福祉事務所から関係機関へ代理納付した金額、または、法第78条の2に基づく費用徴収額), 費用徴収額

あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります
本人支払額

3. 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

Table with 4 columns: 支給日, 支給方法, 実際に支払われる金額, 返還額

4. 備考

Table with 1 column: 備考

(備考)
(1)この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

問い合わせ先

健康福祉センター所長

保護廃止決定通知書

生活保護法による生活保護の廃止について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 停止する期間 年 月 日 年 月 日
- 2 廃止する時期 年 月 日
- 3 理 由

(備考)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この決定の取り消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取り消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

問い合わせ先

様式第26号の2を削る。
様式第28号から様式第33号までを次のように改める。

健康福祉センター所長

生活保護法第27条第1項に基づく指導指示書

貴世帯に対して、生活保護法第27条第1項の規定により、下記の事項について文書で指示をします。

正当な理由なく履行期限までに指示事項に従わない時は、同法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。

1. 指示事項・内容

2. 履行期限

年 月 日

生活保護法(抜粋)

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

第60条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の制約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。

第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

検 診 命 令 書

健康福祉センター所長

下記により検査を受けて下さい。

- 1 検診を受ける日時 年 月 日 時 分
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称
住所

担当医師等氏名
- 4 検診理由
- 5 備 考

(注意)

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参して下さい。
- 2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定にもとづくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、同条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、またはあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、健康福祉センターに相談してください。

問い合わせ先

健康福祉センター所長

被(要)保護者の検診について(依頼)

下記の被(要)保護者に対して検診願います。

記

- 1 検診を受ける者
住所

氏名

生年月日

性別
- 2 検診日時
- 3 検診目的
- 4 備 考

問い合わせ先

様式第31号(第9条関係)

福祉事務所受理	印
---------	---

健康福祉センター所長

検 診 書

検査を受ける者の
居住地及び氏名

歳

年 月 日

医療機関の所在地及び名称

院 (所) 長

担当医師

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

1 傷病名

2 病 状

3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

※地区担当員

特記事項

※福祉事務所

健康福祉センター

囑託医意見

(注意)

この検診書は、健康福祉センター所長あて直接送付して下さい。

問い合わせ先

様式第32号(第9条関係)

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

健康福祉センター所長

検 診 料 請 求 書

年 月 日

医療機関の所在地

及 び 名 称

院 (所) 長 氏 名

取引金融機関

本店

フリガナ

名義人

次のとおり請求します。

受診者			(満 歳)()
居住地			
請 求 額	診察料	点	(検査名等)
	検診料	点	自立支援医療診断書料 身体障害者手帳診断書料
	文書料	円	自立支援医療更新料 障害年金診断書料
			精神障害者保健福祉手帳診断書料
			その他 ()
			(診断書等作成日 年 月 日)
合 計	円		円

(注意) この請求書により直接健康福祉センターあて請求して下さい。

問い合わせ先

様式第33号(第11条関係)

年 月 日

福井県 健康福祉センター所長

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について(照会)

あなたの にあたる さんは生活保護法による保護を申請して(受けて) いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われる ものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、保護の 決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届出書により 年 月 日 までにご回答下さい。

要(被)保護者

(特記事項)

(参考)

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

問い合わせ先

様式第34号を次のように改める。

様式第34号(第12条関係)

生活保護法第29条の規定に基づく調査について(依頼)

保護の決定若しくは実施又は生活保護法(以下「法」という。)第77条若しくは第78条の規定の 施行のために必要がありますので、法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

回答期限年月日

調査対象者

住 所

旧住所1

旧住所2

旧住所3

旧住所4

旧住所5

氏 名 カ ナ 旧 姓 旧 姓 カ ナ 性別 生年月日

調査事項

現在

(参考)生活保護法 第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)第3条第2項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であった者にあつては、氏名及び住所又は居所を除く。)
二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であった者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除く。当該被保護者であった者が保護を受けていた期間における事項に限る。)
2 別表第1の上欄に掲げる官公署の氏、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。
第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一三 略
四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)
五 (略)

(参考2)生活保護法施行令 第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

問い合わせ先

様式第49号を次のように改める。

様式第49号（第25条関係）

福祉事務所 受付日	月	日	
	年	月	日

就労自立給付金申請書

健康福祉センター所長

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 保護を必要としなくなった事由

2. 添付書類

3. 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)

4. 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください）

利用する 利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途申し出下さい。

様式第50号から様式第50号の3までを次のように改める。

様式第50号（第26条関係）

ナ ル コ

健康福祉センター所長

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金を、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由

- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
支給年月日 支給方法
年 月 日
- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもおお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

問い合わせ先

様式第50号の2（第26条の2関係）

福祉事務所
受付日

月 日

進学・就職準備給付金申請書

健康福祉センター所長

年 月 日

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____
- 3 進学・就職する先(大学等名、会社名等)
名 称 _____
- 4 進学・就職後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)
 進学・就職前の住宅と同じ
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)
居住(予定)地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続きに着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
・ 入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し
 - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座 利用する 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カナ)
口座名義人 _____

※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第50号の3 (第26条の3関係)

健康福祉センター所長

進学・就職準備給付金 決定通知書

生活保護法による進学・就職準備給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 支給の可否
- 2 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法、通学・通勤区分
支給額
支給日
支給方法
通学・通勤区分
- 3 不支給の場合、その理由

4 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)
- この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

問い合わせ先

様式第50号の4を削る。
様式第51号を次のように改める。

様式第51号(その1)(第27条関係)

福祉事務所 受付日	月	日
--------------	---	---

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第77条の2の2第1項に基づく徴収金の場合)

健康福祉センター所長

私は、
分からの保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。))及び就労自立
給付金をいう。以下同じ。)より、毎月
円を
付費用
徴収決定通知による法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回または申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納
付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

年 月 日

住所

氏名

様式第51号(その2)(第27条関係)

福祉事務所 受付日	月	日
--------------	---	---

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合)

健康福祉センター所長

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付さ
れる保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。))及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)の額
から、生活保護法第78条第1項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護
金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。
なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付す
るまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。
不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないもので
あること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断
される場合があること
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方
法により保護金品等から支払いに充てること

年 月 日

住所

氏名

年 月 日

私は、本申出に基づき
分からの保護金品等より、毎月
円を
付費用徴収決定通知による法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充てる
ものとします。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県子ども家族館の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第7号

福井県子ども家族館の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県子ども家族館の設置および管理に関する条例施行規則（平成19年福井県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入場料の免除)</p> <p>第6条 条例第12条の規定により入場料を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 県内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在学する者（大学または高等専門学校の第4学年もしくは第5学年に在学する者を除く。）およびその引率者が学校教育の一環として<u>あそび探検ゾーンまたは恐竜体験ゾーン</u>（以下「あそび探検ゾーン等」という。）に入場する場合 入場料の全額</p> <p>(2) 県内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、または通所している児童（同法第4条に規定する児童をいう。以下この号において同じ。）およびその引率者が当該児童に対する保護または保育の実施のために<u>あそび探検ゾーン等</u>に入場する場合 入場料の全額</p> <p>(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳、厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳（次項においてこれらを「福祉関係手帳」と総称する。）の交付を受けている者およびこれらの者の介護者が<u>あそび探検ゾーン等</u>に入場する場合 入場料の全額</p> <p>(4) 県内に所在する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条の認定を受けた施設に入園または入所している子ども（同法第2条第1項に規定する子どもをいう。以下この号において同じ。）の引率者が当該子どもに対する保育の実施のため</p>	<p>(入場料の免除)</p> <p>第6条 条例第12条の規定により入場料を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 県内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在学する者（大学または高等専門学校の第4学年もしくは第5学年に在学する者を除く。）およびその引率者が学校教育の一環として<u>遊び体験ゾーン</u>に入場する場合 入場料の全額</p> <p>(2) 県内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、または通所している児童（同法第4条に規定する児童をいう。以下この号において同じ。）およびその引率者が当該児童に対する保護または保育の実施のために<u>遊び体験ゾーン</u>に入場する場合 入場料の全額</p> <p>(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳、厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳（次項においてこれらを「福祉関係手帳」と総称する。）の交付を受けている者およびこれらの者の介護者が<u>遊び体験ゾーン</u>に入場する場合 入場料の全額</p> <p>(4) 県内に所在する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条の認定を受けた施設に入園または入所している子ども（同法第2条第1項に規定する子どもをいう。以下この号において同じ。）の引率者が当該子どもに対する保育の実施のため</p>

めにあそび探検ゾーン等に入場する場合 入場料の全額
 (5) (略)
 2 (略)

めに遊び体験ゾーンに入場する場合 入場料の全額
 (5) (略)
 2 (略)

附 則

この規則は、令和8年3月25日から施行する。

土地改良法施行細則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第8号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則（昭和44年福井県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式目次 様式第1号～様式第32号 (略) <u>様式第33号 連携管理保全計画認可申請書（法第57条の11第1項）</u> <u>様式第34号 連携管理保全計画変更認可申請書（法第57条の13）</u> 様式第35号～様式第47号 (略)	様式目次 様式第1号～様式第32号 (略) 様式第33号 削除 様式第34号 削除 様式第35号～様式第47号 (略)

様式第33号から様式第35号までを次のように改める

様式第33号

年 月 日

福井県知事 様

土地改良区事務所所在地
土地改良区名
理事長 氏名 (代表)
土地改良区事務所所在地
土地改良区名
理事長 氏名

連携管理保全計画認可申請書

連携管理保全計画（以下「水土里ビジョン」という。）を策定したいので、土地改良法第57条の11第1項の規定により、次の書類を添えて認可を申請します。

記

- 1 水土里ビジョン（案）
- 2 法第57条の14第1項に規定する協議会（以下「地域協議会」という。）関係資料
 - (1) 地域協議会の規約および構成員名簿の写し
 - (2) 地域協議会の総会における水土里ビジョン（案）の決定が分かる書面
- 3 関係土地改良区の総会（総代会）関係資料
 - (1) 水土里ビジョンの認可申請に係る総会（総代会）の議決書および議事録の謄本
 - (2) 別途、土地改良事業に附帯する事業のうち、法第57条の11第1項に規定する連携管理保全事業または法第57条の9第1項の情報通信環境整備事業を実施するとして定款を変更するときは、様式第8号「定款変更認可申請書」および関係書類
- 4 法第57条の11第3項第1号の規定により、水土里ビジョンに情報通信環境整備事業および法第57条の4第1項の規定により、農業集落排水施設整備事業に関する事項を定める場合は、その関係資料
 - (1) 当該事業への参加を予定する者の総数およびその内訳を記載した書面
 - (2) 当該事業の事業費の細目および資金計画を記載した書面
 - (3) 当該事業に要する経費の負担に関する事項および当該事業への参加に係る契約に関する事項を記載した書面
 - (4) 当該事業に係る業務の執行および会計の経理に関する事項を記載した書面
- 5 法第57条の11第3項第二号の規定により、水土里ビジョンに法第72条第2項に規定する土地改良区の合併に関する事項を定める場合は、その関係資料

- (1) 合併によって解散する土地改良区の名称および事務所の住所を記載した書面
- (2) 合併の理由を記載した書面
- (3) 合併によって設立する土地改良区または合併後存続する土地改良区の定款
- (4) 合併によって設立する土地改良区または合併後存続する土地改良区の土地改良事業計画書ならびに当該土地改良事業の事業費の細目および資金計画を記載した書面
- (5) 合併によって設立する土地改良区または合併後存続する土地改良区の業務の執行および会計の経理に関する事項を記載した書面
- (6) 合併契約書の謄本
- (7) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書および財産目録
- (8) 法第41条第1項の規定により債権者の同意を要する場合は、その同意があったことを証する書面（その同意が得られないときは、その事由を記載した書面）

注1 水土里ビジョンの内容によっては、土地改良区規約を変更することとなる可能性があるため、その際には総会（総代会）の議決を経ていること。

- 2 2の(2)の書面には、次に掲げる事項が記載されていること。
 - ・ 開催日時および開催場所
 - ・ 構成員の現在数、当該総会に出席した構成員数および当該総会に出席した構成員の氏名
 - ・ 議案書
 - ・ 議事の経過の概要およびその結果
 - ・ 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 3の関係土地改良区の総会（総代会）関係資料は、全ての関係土地改良区分の書類を添付すること。
- 4 5の(3)および(6)に掲げる書面については、その書面の作成が法第73条第1項の設立委員によってなされたものであることを証する書面を添付すること。
また、(7)および(8)に掲げる書面については、全ての関係土地改良区分の書類を添付すること。

様式第34号

年 月 日

福井県知事 様

土地改良区事務所所在地
土地改良区名
理事長 氏名 (代表)
土地改良区事務所所在地
土地改良区名
理事長 氏名

連携管理保全計画変更認可申請書

年 月 日付け福井県指令第 号で認可のあった連携管理保全計画（以下「水土里ビジョン」という。）を変更したいので、土地改良法第57条の13の規定により、次の書類を添えて認可を申請します。

記

- 1 変更後の水土里ビジョン（案）
- 2 法第57条の14第1項に規定する協議会（以下「地域協議会」という。）関係資料
 - (1) 地域協議会の規約および構成員名簿の写し
 - (2) 地域協議会の総会における水土里ビジョン（案）の決定が分かる書面
- 3 関係土地改良区の総会（総代会）関係資料
 - (1) 水土里ビジョンの認可申請に係る総会（総代会）の議決書および議事録の謄本
 - (2) 別途、土地改良事業に附帯する事業のうち、法第57条の11第1項に規定する連携管理保全事業または法第57条の9第1項の情報通信環境整備事業を実施するとして定款を変更するときは、様式第8号「定款変更認可申請書」および関係書類
- 4 法第57条の11第3項第1号の規定により、水土里ビジョンに情報通信環境整備事業および法第57条の4第1項の規定により、農業集落排水施設整備事業に関する事項を定める場合は、その関係資料
 - (1) 当該事業への参加を予定する者の総数およびその内訳を記載した書面
 - (2) 当該事業の事業費の細目および資金計画を記載した書面
 - (3) 当該事業に要する経費の負担に関する事項および当該事業への参加に係る契約に関する事項を記載した書面
 - (4) 当該事業に係る業務の執行および会計の経理に関する事項を記載した書面
- 5 法第57条の11第3項第二号の規定により、水土里ビジョンに法第72条第2項に

規定する土地改良区の合併に関する事項を定める場合は、その関係資料

- (1) 合併によって解散する土地改良区の名称および事務所の住所を記載した書面
- (2) 合併の理由を記載した書面
- (3) 合併によって設立する土地改良区または合併後存続する土地改良区の定款
- (4) 合併によって設立する土地改良区または合併後存続する土地改良区の土地改良事業計画書ならびに当該土地改良事業の事業費の細目および資金計画を記載した書面
- (5) 合併によって設立する土地改良区または合併後存続する土地改良区の業務の執行および会計の経理に関する事項を記載した書面
- (6) 合併契約書の謄本
- (7) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書および財産目録
- (8) 法第41条第1項の規定により債権者の同意を要する場合は、その同意があったことを証する書面（その同意が得られないときは、その事由を記載した書面）

注1 水土里ビジョンの内容によっては、土地改良区規約を変更することとなる可能性があるため、その際には総会（総代会）の議決を経ていること。

2 2の(2)の書面には、次に掲げる事項が記載されていること。

- ・ 開催日時および開催場所
- ・ 構成員の現在数、当該総会に出席した構成員数および当該総会に出席した構成員の氏名
- ・ 議案書
- ・ 議事の経過の概要およびその結果
- ・ 議事録署名人の選任に関する事項

3 3の関係土地改良区の総会（総代会）関係資料は、全ての関係土地改良区分の書類を添付すること。

4 5の(3)および(6)に掲げる書面については、その書面の作成が法第73条第1項の設立委員によってなされたものであることを証する書面を添付すること。

また、(7)および(8)に掲げる書面については、全ての関係土地改良区分の書類を添付すること。

様式第35号 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福井県もりの学園の設置および管理に関する条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第9号

福井県もりの学園の設置および管理に関する条例施行規則を廃止する規則

福井県もりの学園の設置および管理に関する条例施行規則（平成10年福井県規則第56号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福井県財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第10号

福井県財務規則の一部を改正する規則

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（予算の執行計画）</p> <p>第18条 部長等は、執行方針の通知を受けたときは、当該執行方針に基づき、各部課等別に予算執行計画書を作成し、<u>当該年度の開始前に総務部長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の予算執行計画は、<u>歳出予算を款項および目（必要と認める目について事業ごと等による細目（以下この号、第20条第3項および第24条第1項において「事業」という。）に区分する場合は、その事業を含む。以下同じ。）に区分し、かつ、節（必要と認める節について細節に区分する場合は、その細節を含む。以下同じ。）に区分して、それぞれの科目ごとの執行の予定額を定めること</u>のほか、総務部長が必要と認める事項からなる。</p>	<p>（予算の執行計画）</p> <p>第18条 部長等は、執行方針の通知を受けたときは、当該執行方針に基づき、各部課等別に半期ごとに予算執行計画書を作成し、<u>その開始前15日までに総務部長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の予算執行計画は、<u>次の各号に掲げる事項のほか、総務部長が必要と認める事項からなる。</u></p> <p>(1) <u>歳入予算を款項および目節に区分し、必要と認める節を更に細節に区分して、それぞれの科目ごとの収入予定時期を定めること。</u></p> <p>(2) <u>歳出予算を款項および目（必要と認める目について事業ごと等による細目（以下この号、第20条第3項および第24条第1項において「事業」という。）に区分する場合は、その事業を含む。以下同じ。）に区分し、かつ、節（必要と認める節について細節に区分する場合は、その細節を含む。以下同じ。）に区分して、それぞれの科目ごとの支出負担行為および支払の予定時期を定めること。</u></p> <p>(3) <u>歳出予算の配当の予定または基準に関すること。</u></p> <p>(4) <u>継続費および債務負担行為の執行の予定ならびに一時借入れの予定に関すること。</u></p>
<p>（歳出予算の配当）</p> <p>第20条 総務部長は、予算執行計画に基づき、各部課等別に歳出予算配当書により歳出予算を配当し、その旨を会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（歳出予算の配当）</p> <p>第20条 総務部長は、予算執行計画に基づき、各部課等別に半期ごとに歳出予算配当書により歳出予算を配当し、その旨を会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

第34条 削除

(遅延利息)

第180条 契約担当者は、契約者の責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、契約の定めるところにより未納または未済部分に相当する金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として徴収する。

(検査)

第185条 (略)
2～7 (略)

8 契約担当者または検査職員は、第1項、第4項および第5項の規定による検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。ただし、1件200万円未満の契約または知事が別に定める契約に係る検査については、支出命令書または支出負担行為兼支出命令書に検査を完了した年月日および検査を行った契約担当者または検査職員の氏名を記載することにより検査調書の作成を省略することができる。

(検査および検査事項)

第231条 部長等および会計管理者は、会計事務の適正を期するため、本庁およびかいに属する会計事務ならびに指定公金事務取扱者の会計事務の取扱いについて、検査しなければならない。

2 前項の検査は、次の各号に掲げる検査を行う職員の区分に応じ、当該各号に定める頻度で行うものとする。

- (1) 部長等 1年に1回以上
- (2) 会計管理者 2年に1回以上

- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

別表第1 (第5条関係)

組織	出納員に充てる職
----	----------

(予算に関する帳簿)

第34条 財政課長は、次の各号に掲げる帳簿を備え、歳入歳出予算を整理し、その状況を明らかにしなければならない。

- (1) 歳入予算整理簿
- (2) 歳出予算整理簿
- (3) 歳出予算配当簿

(遅延利息)

第180条 契約担当者は、契約者の責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、契約の定めるところにより未納または未済部分に相当する金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延利息として徴収する。

(検査)

第185条 (略)
2～7 (略)

8 契約担当者または検査職員は、第1項、第4項および第5項の規定による検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。ただし、1件100万円未満の契約または知事が別に定める契約に係る検査については、支出命令書または支出負担行為兼支出命令書に検査を完了した年月日および検査を行った契約担当者または検査職員の氏名を記載することにより検査調書の作成を省略することができる。

(検査および検査事項)

第231条 部長等および会計管理者は、会計事務の適正を期するため、本庁およびかいに属する会計事務ならびに指定公金事務取扱者の会計事務の取扱いについて、毎年度1回以上検査しなければならない。

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)

別表第1 (第5条関係)

組織	出納員に充てる職
----	----------

(略)	(略)
公共建築課	(略)
審査指導課	課長 参事 課長補佐 総括主任 主任 企画主査 主査 主事
会計局会計課	課長 室長 課長補佐 課内室の出納事務 を担当する総括主任 主任 企画主査 主 査 主事
議会局総務課	(略)
高校教育課	(略)
生涯学習・文化財課	課長補佐
警察本部県民サポート課	(略)
警察本部会計課	次席 出納事務を担当する課長補佐 係長 係員
警察本部監察課	(略)
(略)	(略)

備考

- 1 審査指導課の主査および主事については、出納事務を担当する主査および主事に限る。
- 2 会計局会計課の主任、企画主査、主査および主事については、課内室の出納事務を担当する主任、企画主査、主査および主事に限る。
- 3 警察本部会計課の係長および係員については、出納事務を担当する係長および係員に限る。

別表第2（第5条の2関係）

組織	現金出納員に充てる職
(略)	(略)
高校教育課	(略)
生涯学習・文化財課	主任、企画主査、主査、主事および文化財調査員
警察本部交通指導課	(略)
(略)	(略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

(略)	(略)
公共建築課	(略)
審査指導課	課長 参事 課長補佐 総括主任 主任 企画主査
会計局会計課	課長 室長 課長補佐
議会局総務課	(略)
高校教育課	(略)
警察本部県民サポート課	(略)
警察本部会計課	次席 出納事務を担当する課長補佐
警察本部監察課	(略)
(略)	(略)

別表第2（第5条の2関係）

組織	現金出納員に充てる職
(略)	(略)
高校教育課	(略)
警察本部交通指導課	(略)
(略)	(略)

訓 令

福井県訓令第4号

庁中一般

福井県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

福井県出納事務決裁規程（昭和41年福井県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決)</p> <p>第3条 審査指導課長の職にある出納員、審査指導課長補佐および審査指導課の当該事務を所掌する総括主任ならびに当該事務を担当する主任、企画主査、主査および主事の職にある出納員（総括主任の職にある出納員が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する主任の職にある出納員）、会計局会計課（以下「会計課」という。）の課内室長（以下「室長」という。）ならびに当該事務を担当する総括主任、主任、企画主査、主査および主事の職にある出納員、警察本部会計課次席および警察本部会計課の当該事務を所掌する課長補佐ならびに当該事務を担当する係長および係員の職にある出納員ならびにかいの出納員は、別表に定めるところにより、専決することができる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 審査指導課長の職にある出納員の専決事項（3から8までに掲げる事項を除く。） (1)～(6) (略)</p> <p>2 審査指導課長補佐および審査指導課の当該事務を所掌する総括主任の職にある出納員（総括主任の職にある出納員が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する主任の職にある出納員）の専決事項（3から8までに掲げる事項を除く。） (1)～(13) (略)</p> <p>3 審査指導課の当該事務を担当する主任、企画主査、主査および主事の職にある出納員の専決事項（4から8までに掲げる事項を除く。） (1) 県の内部で公金が移動する歳出の更正に関すること。 (2) 県の内部で公金が移動する支出命令、戻入命令または支出取消命令の確認</p>	<p>(専決)</p> <p>第3条 審査指導課長の職にある出納員、審査指導課長補佐および審査指導課の当該事務を所掌する総括主任の職にある出納員（総括主任の職にある出納員が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する主任の職にある出納員）、会計局会計課（以下「会計課」という。）の課内室長（以下「室長」という。）の職にある出納員、警察本部会計課次席および警察本部会計課の当該事務を所掌する課長補佐の職にある出納員ならびにかいの出納員は、別表に定めるところにより、専決することができる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 審査指導課長の職にある出納員の専決事項（3、4および5に掲げる事項を除く。） (1)～(6) (略)</p> <p>2 審査指導課長補佐および審査指導課の当該事務を所掌する総括主任の職にある出納員（総括主任の職にある出納員が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する主任の職にある出納員）の専決事項（3、4および5に掲げる事項を除く。） (1)～(13) (略)</p>

に関すること。

4 室長の職にある出納員であって、審査指導課に兼務を命じられた者の専決事項（5に掲げる事項を除く。）

その所管に属する次に掲げる事項

(1)～(7) (略)

5 会計課の課内室の当該事務を担当する総括主任、主任、企画主査、主査および主事の職にある出納員であって、審査指導課に兼務を命じられた者の専決事項

その所管に属する次に掲げる事項

(1) 県の内部で公金が移動する歳出の更正に関すること。

(2) 県の内部で公金が移動する支出命令、戻入命令または支出取消命令の確認に関すること。

6 警察本部会計課次席および警察本部会計課の当該事務を所掌する課長補佐の職にある出納員の専決事項（7に掲げる事項を除く。）

その所管に属する次の事項（警察署に係るものに限る。）

(1)～(7) (略)

7 警察本部会計課の当該事務を担当する係長および係員の職にある出納員の専決事項

その所管に属する次に掲げる事項（警察署に係るものに限る。）

(1) 県の内部で公金が移動する歳出の更正に関すること。

(2) 県の内部で公金が移動する支出命令、戻入命令または支出取消命令の確認に関すること。

8 (略)

3 室長の職にある出納員であって、審査指導課に兼務を命じられた者の専決事項

その所管に属する次に掲げる事項

(1)～(7) (略)

4 警察本部会計課次席および警察本部会計課の当該事務を所掌する課長補佐の職にある出納員の専決事項

その所管に属する次の事項（警察署に係るものに限る。）

(1)～(7) (略)

5 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会規則

福井県立図書館規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月24日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第1号

福井県立図書館規則の一部を改正する規則

福井県立図書館規則（昭和56年福井県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用手続) 第11条 館外利用をしようとする者は、係員に利用カードを提示し、もしくはインターネットを通じてスマートフォン、タブレットその他これらに類する機器により利用登録番号を提示し、または自動貸出機に利用カード等を認識させなければならない。 <u>ただし、館長が適当と認めた者は、この限りでない。</u>	(利用手続) 第11条 館外利用をしようとする者は、係員に利用カードを提示し、もしくはインターネットを通じてスマートフォン、タブレットその他これらに類する機器により利用登録番号を提示し、または自動貸出機に利用カード等を認識させなければならない。 <u>2 点字録音図書室の利用者は、前項の規定にかかわらず、口頭、郵便等により館外利用をすることができる。</u>

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第10条関係)

(表)



(裏)

- 1.このカードを他人に貸したり、譲ったりしないでください。
- 2.このカードを紛失したり、住所・勤務先等が変更になったりした場合はすぐに届け出てください。
- 3.このカードは、5年ごとに更新手続きが必要です。
- 4.このカードは、福井県文書館でも利用できます。

福井県立図書館 若狭図書学習センター
福井市下馬町51-11 小浜市南川町6-11
☎0776(33)8860 ☎0770(52)2705

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。